

イメージデータで提出可能な添付書類 (申請・届出等(納税関係))

イメージデータ (PDF形式) による提出が可能な手続及び主な添付書類は、次のとおりです。
なお、この一覧は、平成29年3月31日現在の法令に基づくものです。

○ 添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項

- 1 「収支の明細書及び財産目録」など、電子データ(XML形式)により提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することができません。
なお、電子データにより提出が可能な添付書類は、「[利用可能手続\(申請・届出等\)納税関係](#)」でご確認ください。
- 2 法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類について、税務署等がその内容を確認する必要があるときは、申請・届出等を提出した日から5年間これらの書類の提出又は提示を求めることがあります。

| 手続の名称 | 添付書類の名称 | 税務署等が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無 |
|--|---|-------------------------------------|
| 震災、風水害、落雷、火災、その他これらに類する災害により、納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合における納税の猶予の申請 (国税通則法第46条第1項、第46条の2第1項) (国税通則法施行令第15条第1項、第3項) | ①猶予該当事実があることを証する書類 ②所得税徴収高計算書(納税の告知がされていない源泉徴収等による国税の猶予を申請する場合) ③登録等の事実を明らかにする書類(登録免許税の猶予を申請する場合) | 有 (注) |
| 納税の猶予の申請(災害、盗難等の事実に基づきその国税を一時に納付することができないと認められるとき) (国税通則法第46条第2項、第46条の2第2項) (国税通則法施行令第15条第1項、第3項、第15条の2第3項第1号) | ①猶予該当事実があることを証する書類 ②所得税徴収高計算書(納税の告知がされていない源泉徴収等による国税の猶予を申請する場合) ③登録等の事実を明らかにする書類(登録免許税の猶予を申請する場合) | 有 (注) |
| 納税の猶予の申請(被災者の納期限未到来の国税に係る納税の猶予期間内に災害を受けたことにより猶予した金額の納付ができないとき) (国税通則法第46条第2項、第46条の2第2項) (国税通則法施行令第15条第1項、第3項、第15条の2第3項第1号) | ①猶予該当事実があることを証する書類 ②所得税徴収高計算書(納税の告知がされていない源泉徴収等による国税の猶予を申請する場合) ③登録等の事実を明らかにする書類(登録免許税の猶予を申請する場合) | 有 (注) |

(注) 法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類のみが対象となります。